

# I 序論

---

第1章 計画策定にあたって

第2章 北茨城市の概況

第3章 市民意向の概要(市民アンケート)

第4章 社会状況の変化と今後のまちづくりの主要課題

## 第1節 計画策定の趣旨

総合計画は、市全体として目指すべき都市の将来像やその実現のために主たる政策分野ごとに骨格となるまちづくりの基本目標等を掲げた基本構想と、同構想に即して基本目標を具現化するための主な施策を体系的に示した基本計画、具体的な実施計画で構成された北茨城市の最上位計画です。

本市では、令和2（2020）年3月に「北茨城市第5次総合計画」を策定しました。この計画では、「基本構想（計画期間：令和2（2020）年度～11（2029）年度）」において、「誰もが住みたい 安らぎと活力にあふれるまち 北茨城 ～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～」を将来都市像に掲げ、その実現に向けた「前期基本計画（計画期間：令和2（2020）年度～6（2024）年度）」に基づき、これまで市民とともに総合的かつ計画的なまちづくりを推進してきました。

基本構想の計画期間が開始して以降、本市を取り巻く社会環境は、我が国全体でかつて経験したことのない人口減少・少子高齢社会への移行が急速に進むとともに、気候変動の影響等による災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした社会全体のデジタル化の進展に対する期待感の高まりなど、多岐にわたる面で大きな変化を続けています。

近年、本市でもこのような社会環境の変化による影響は避けられず、また、過去から現在の延長線上で推移した場合、将来的に人口が大きく減少していくと予測されることから、今後は、行政はもとより、市民・事業者など地域社会を構成する多様な主体の総力を結集して人口減少を可能な限り抑制するため、市内外のより多くの人たちから「住み続けたい」、「住んでみたい」、「また訪れてみたい」と強く支持されるまちづくりに一層注力することが求められています。

このような基本認識のもと、本市では、次世代に強い誇りと自信をもって継承できる、未来への希望に満ちた北茨城の実現を目指し、新たに令和7（2025）年度～11（2029）年度までの5か年を計画期間とする「北茨城市第5次総合計画後期基本計画」を策定するものです。

## 第2節 これまでの計画の経緯

これまでの総合計画の経緯は以下のとおりです。

### 北茨城市総合計画 (昭和50(1975)年度～60(1985)年度)

#### 豊かで、明るく、住みよいまちづくり

石炭産業の衰退に伴い、本市産業のあり方や人口流出問題、公共施設の不備、公害や交通災害に対する要請、生活圈・経済圏の拡大に伴う広域的な問題など、本市の新たな発展への道を切り開き、豊かで、明るく、住みよいまちづくりのための方向を示しました。

### 第2次北茨城市総合計画 (昭和60(1985)年度～平成12(2000)年度)

#### 豊かで、明るく、住みよいまちづくり

経済全体が安定成長に移行する中で、市民の意識や価値観の変化、多様化に対応し、大規模プロジェクトを導入した地域振興策を展開するなど、21世紀を展望した理想的なまちづくりの方向を示しました。

### 第3次北茨城市総合計画 (平成12(2000)年度～21(2009)年度)

#### きらめき・めぐみ・つどいーたくましく生きるまち北茨城ー

バブルが崩壊し経済の低迷が続く中で、国際化、価値観の多様化、地方分権の推進や情報公開など、新しい地方自治の潮流に対応したまちづくりの方向を示しました。

### 第4次北茨城市総合計画 (平成22(2010)年度～令和元(2019)年度)

#### 安心 快適 住みたいまち～人・自然・まち・文化 みんなでつくる北茨城～

成長期から成熟期を迎え、急速な少子高齢化の進展や環境問題の深刻化など様々な問題に直面している中、地方分権に伴い、自立した自治体の構築に向け、市民参画と協働を基本に、本市のもつ資源を最大限に活用しながら、「北茨城市に住んでよかった」と誰もが心から感じてもらえるまちづくりの方向を示しました。

### 第5次北茨城市総合計画 (令和2(2020)年度～11(2029)年度)

#### 誰もが住みたい 安らぎと活力にあふれるまち 北茨城 ～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～

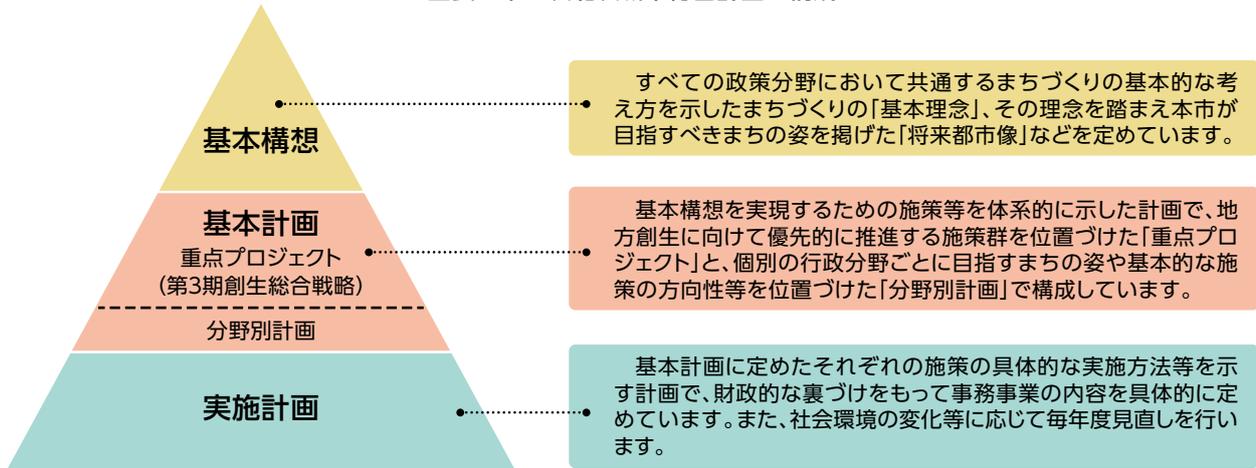
本市を取り巻く社会環境が大きく変化している状況の中でも、すべての人が、豊かに、安心して、幸せを感じながら生活できるよう、市民が自ら考え、新たな北茨城市を創造し、市民と行政が協力しあい、誰もが「ずっと住み続けたい」と強く実感できるためのまちづくりの方向を示しています。

## 第3節 計画の構成と期間

### (1) 計画の構成

第5次北茨城市総合計画は、本市が総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくための最上位に位置づけられる計画として、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成しています。

図表 第5次北茨城市総合計画の構成



### (2) 計画の基本構想

#### 基本理念

社会動向の変化を的確にとらえ、市が抱えている諸課題に対応しながら、北茨城市の新しいまちづくりを進めるにあたり、基本理念を次のように定めています。

- 基本理念1** みんなで考え、みんなで創るまちづくり
- 基本理念2** 誰もが安心してずっと住み続けたいまちづくり
- 基本理念3** 誰もが誇りと元気にあふれる活力あるまちづくり

#### 将来都市像

まちづくりの基本理念を踏まえ、北茨城市の将来都市像を次のように定めています。

誰もが住みたい 安らぎと活力にあふれるまち 北茨城  
～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～

#### 基本目標

基本理念を踏まえ、将来都市像の実現に向けて、次の6つの基本目標を定めています。

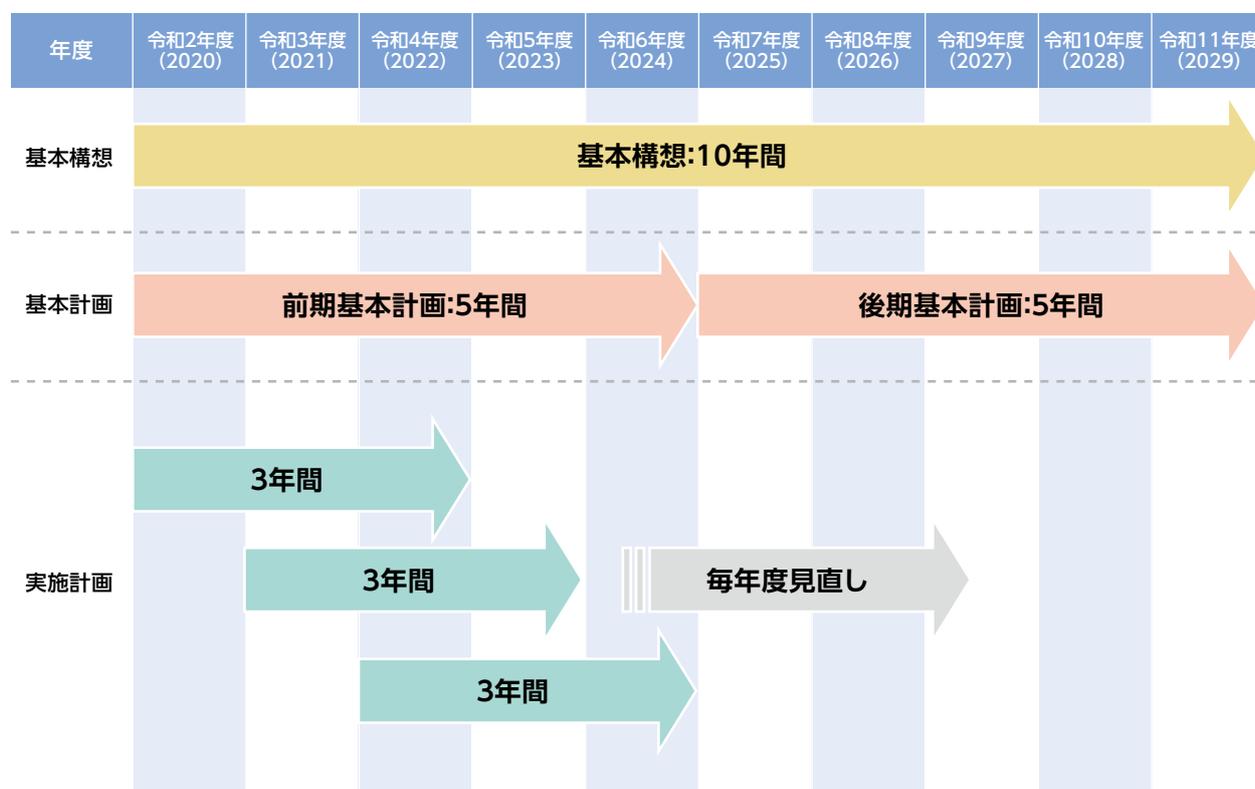
- 基本目標I** 市民が主役の持続可能なまちづくり
- 基本目標II** 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり
- 基本目標III** ふるさとを想う教育・文化のまちづくり
- 基本目標IV** 安らぎと利便性が高いまちづくり
- 基本目標V** 人と地球にやさしい安全なまちづくり
- 基本目標VI** 創意に満ちた活力あるまちづくり

### (3) 計画の期間

「基本構想」は、令和2（2020）年度～11（2029）年度までの10年間、「基本計画」は、前期が令和2（2020）年度～6（2024）年度までの5年間、後期が令和7（2025）年度～11（2029）年度までの5年間としています。

また、「実施計画」の計画期間は3年間としていますが、施策や事業の実効性（地域課題の解決に向けた高い効果）を確保するため、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

図表 第5次北茨城市総合計画の計画期間



## 第4節 計画策定の視点

### (1) 本市を取り巻く経営環境の将来動向を踏まえた計画の構成

本市を取り巻く経営環境の将来動向を十二分に踏まえながら、人口減少の厳しい状況下においても、「将来にわたり持続可能な北茨城市の確立に向け、行政経営力・地域経営力の飛躍的な向上」に結びつく後期基本計画及び重点プロジェクト\*（第3期創生総合戦略）を策定します。

#### ※重点プロジェクト（第3期創生総合戦略）とは

本市では、国が東京への人口の過度な一極集中を是正するとともに、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、平成26（2014）年11月に制定した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、これまで2期にわたり「北茨城市創生総合戦略」を策定し、人口減少問題への対応や地域経済の活力の維持・増進など、地方創生に向けた取組みを進めてきました。

国は、令和4（2022）年12月、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・進化させるため、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（第2期総合戦略）」を策定しました。これに伴い、地方自治体では国における同戦略を勘案し、既定の創生総合戦略を改定することが必要となりました。

そのため、本市においても、デジタルの力を活用した地方創生に向け、より戦略的な施策展開を図るため、前期基本計画の中で重点プロジェクトとして位置づけた「第2期北茨城市創生総合戦略」を見直し、「第3期北茨城市創生総合戦略」を策定します。

### (2) 策定がゴールではなく、計画期間中に高い実効性を発揮する基本計画等の策定

計画を策定すること自体が目的化し、策定した後に形骸化するのではなく、計画策定後も高い実効性（地域課題の解決に向けた効果）を発揮できる後期基本計画及び重点プロジェクト（第3期北茨城市創生総合戦略）を策定します。

### (3) 経営資源が有限であることを前提とした選択と集中に資する基本計画等の策定

様々な行政サービスを実施するために不可欠な財源・職員等の行政経営資源は有限で、かつ将来に向けて減少していくと見込まれる状況では、基本構想の実現に向けて、より重要で優先順位の高い施策・事業を選択し経営資源を集中させることが不可欠です。

このため、総花的でメリハリのない内容ではなく、予測し得る将来の問題や課題の重要度、優先度を踏まえながら、その解決に向けた中長期的な戦略や戦術（施策・事業）を立案し、必要な経営資源の確保と施策等の推進に資する後期基本計画及び重点プロジェクト（第3期北茨城市創生総合戦略）を策定します。

## 第5節 計画の点検・評価

本計画は、行政のすべての取組みを推進する指針を示す性格を有し、全体の取組みの中から優先順位や重点化を行う行政経営の指針として活用することになります。

そのため、個別施策ごとに「目指すまちの姿」を示すとともに、その実現に向けた手段にあたる具体的施策を推進することで、どの程度目指すまちの姿に近づいているのかを客観的に把握できるよう、「施策の進捗状況を測定するための指標」を設定し、「計画（PLAN）→実施（DO）→点検・評価（CHECK）→改善（ACTION）」からなる行政評価サイクルを確立するための仕組みを取入れています。

本計画に掲げた施策やその配下に位置づけた事業を対象に、計画の進捗状況を把握し、施策及び事業の改善・改革を継続的に推進することで、限りある行政経営資源の最適配分に努めます。

図表 行政評価サイクルのイメージ

